

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

- 公益法人の「代表者」について
- 令和 3 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」を公表しました
- 収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■公益法人の「代表者」について

公益法人の「代表者」については、行政庁の申請・届出等の書類（様式）に「代表者の氏名」を記載することになっていきますし、代表者の変更があったときは「代表者の氏名」の変更届出が必要となります（公益認定法第 13 条第 1 項第 1 号）。

では、「代表者」とは代表理事のことでしょうか。

公益認定の申請の際に、申請書の記載事項として「代表者の氏名」があり（公益認定法第 7 条第 1 項第 1 号）、認定したときは「代表者の氏名」も公示（同法第 10 条）され、公益認定法上の「代表者」となります。

公益法人は理事会を置かなければならず（一般法人法第 170 条第 1 項、公益認定法第 5 条第 14 号ハ）、一般法人法上、法人を代表する代表理事を「代表者の氏名」に記載していただいています。

代表理事は、理事会の決議により理事の中から選定されます（一般法人法第 90 条第 3 項、第 197 条）が、その員数について一般法人法上の規定がなく、代表理事を複数人置くことも可能です。

また、「代表者」の員数についても公益認定法上の規定がなく、代表理事が複数人いる場合には、そのうちの 1 人を「代表者」とすることも、2 人以上を「代表者」とすることも可能で、どちらの場合の公益法人も実際に存在しています。

そのような法人の場合は、複数人いる代表理事のうちの「代表者」ではない代表理事の変

更があったとしても、「代表者」の変更届出は必要ないこととなります。（ただし、当該代表理事の変更が理事の変更を伴う場合には、「理事」の変更届出が必要となります。）

以上のように、必ずしも「代表者」と代表理事とはイコールではないということです。

「代表者の氏名」の変更については、変更の公示（公益認定法第13条第2項）をする必要がありますので、「代表者」の変更があったときは、遅滞なく、行政庁に届け出るようお願いいたします。

■令和3年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」を公表しました

令和3年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものです。

令和4年12月27日（火）に令和3年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」を公表しましたので、以下で内容の一部を御紹介します。

令和3年12月1日現在の公益法人数は9,640法人です（前年比+26法人）。具体的には、公益社団法人が4,174法人（43.3%）、公益財団法人が5,466法人（56.7%）です。また、内閣府が認定行政庁である法人は2,584法人（26.8%）、都道府県が認定行政庁である法人は7,056法人（73.2%）です。

公益目的事業の事業目的別法人数（複数計上）は、1位が「地域社会発展」3,299法人（34.2%）、2位が「児童等健全育成」2,061法人（21.4%）、3位が「高齢者福祉」1,685法人（17.5%）です。

公益目的事業費用の総額は約5兆1,073億円で（令和3年12月1日時点の入力確認済みデータによる）、前年に比べて約584億円増えています。1法人あたりの平均値は535百万円、中央値は63百万円です。

詳しくは下記URLをご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html>

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認できればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。